
愛媛県総合教育センター照明器具取替（別館）業務について

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 7 月 23 日

愛媛県総合教育センター所長

1 入札に付する事項

(1) 件 名

愛媛県総合教育センター照明器具取替（別館）業務

(2) 業務の内容等

仕様書等配布資料のとおりとする。

(3) 業務の履行場所

愛媛県総合教育センター 愛媛県松山市上野町甲 650 番地

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8～10 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 4 の(3)に掲げる提出期限の日から開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 過去 5 年間に、県内の国又は地方公共団体等において、実施主体として同種業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、建設業許可「電気工事」を取得している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 8 年 8 月 7 日(金) 午前 10 時 00 分

イ 場 所 愛媛県総合教育センター本館 1 階 会議室 2

ウ 入札書の提出方法

入札場所で直接提出する。

エ 開 札 即時開札

(2) 入札説明書等の問い合わせ先

愛媛県総合教育センター 総務課

〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地
電話 089-963-3111

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時 15 分までに入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。
なお、当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、開札に立ち会わなければならない。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
ア 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
イ 落札した場合に電子契約を希望する場合は、(3) に掲げる入札参加資格確認申請書の提出期限までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を愛媛県総合教育センターのホームページ上からダウンロードして電子メール(sogo-kyoiku-cnt@pref.ehime.lg.jp) にて提出すること。
ウ 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
エ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
オ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約保証金
愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、同規則第 134 条の規定に基づく最低制限価格を設定しており、それを下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は当該入札の落札者とししない。
- (8) その他
詳細は、入札説明書等による。